

令和7年第2回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年2月10日 午前10時00分より野洲市総合防災センター2階研修室において、
令和7年第2回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
3 番	北中	良夫
4 番	井上	輝子
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
9 番	角出	昇
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
14 番	井狩	憲一
15 番	辻	美智子
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

遅参委員

なし

欠席委員

なし

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	専門員	遠藤 総一郎
	主 査	牧 利昌（兼務）

農林水産課	主 査	牧 利昌
	主 事	亀井 茜里

議長

それでは、只今から、令和7年第2回農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 26 全員であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第14番 井狩 委員、第15番 辻委員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第5号及び議第6号の2議案を順次上程します。

まず、議第5号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

まず、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「議第5号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は2件でございます。議案書の2ページをお願いいたします。

まず1件目、資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

五之里 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 3,864 m²について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、贈与により所有権の移転・持ち分 1/2 の全部移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●● 氏は、平成13年に相続により申請地を取得されましたが、申請地の近くに居住する兄である譲受人(ゆずりうけにん)に管理を担ってもらい、所有権を移転することで安定した権利保全をはかることができると考えられ、今般、申請農地の譲渡を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、譲渡人(ゆずりわたしにん)から本件土地の譲渡の相談を受け、自宅からの通作や面積も広大なものでないことから管理の面からも特段の支障がないと判断され受贈について承諾され、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

三上 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,562 m²について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、代物弁済による所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、平成7年に申請地を土地改良による換地処分により取得され、平成23年に譲受人(ゆずりうけにん) を権利者とする代物弁済予約による所有権移転請求の仮登記がなされています。今回、代物弁済により所有権を移転し、仮登記を本登記とされるものです。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏は、約 田 47 a、畑 6 a で農業に従事されており、双方の代物弁済による所有権移転の合意がなされ申請に至っています。

別紙Aの3ページと4ページの調査表をご覧ください。

3 ページに譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏 に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

補足説明として、先程もご説明いたしましたとおり、今回、代物弁済による農地の所有権移転をするべく、農地法第3条申請があったもので、そもそも代物弁済とは債務の履行としての本来の給付に代えて、他のものを ― 今回は農地を ― 給付することで債務を抹消させる契約のことです。民法第482条に規定されており、債権者と債務者の合意が必要となります。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 19 番 岩井 委員お願いします。

岩井委員

五之里 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● さんは、千葉にお住まいで、相続により申請地の持ち分 1/2 を所有されていましたが、申請地近くの、兄である●●●さんに、持ち分移転することが営農上も良く、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●さんについては、今回譲渡人(ゆずりわたしにん)からの申し出を受ける形で、申請地も自宅から近く、面積的にも問題ないとのことから、話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

次に、第 12 番 市木 委員お願いします。

市木委員

譲渡人は高齢で後継者がいないことから、今回の申請に至りました。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

井狩委員

本登記はいつ頃なされるのでしょうか。

事務局

本議決後、許可書を発行します。当該許可書と原因証明書類 ― 本件では代物弁済の
契約書 ― で所有権移転登記をされます。この登記をする法律上の期限はありません。

井狩委員

登記がなされるかどうかを把握しなくていいのか。

事務局

当該許可書の交付までが農地法で定められる事務であり、登記の時期を把握する必要は
ありません。

議長

他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第5号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第5号について、賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって議第5号は、許可することに決定いたしました。

次に、

議第6号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を
議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

「議第6号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」
ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの5ページから7ページとなります。

三上 ●●●、登記地目：畑、現況地目：畑、面積 125 m² について、譲渡人 ●●●氏と譲受人 ●●●氏の間で、畑を露天駐車場に転用したく、売買による所有権移転申請があったものです。

譲受人の ●●●氏は、●●●を営まれており、従業員駐車場が必要とのことから、近隣の土地を探しておられました。今般、譲渡人 ●●●氏から、申請地は今後も農地として耕作することは無いとのことから、購入依頼があり、譲受人の自宅隣接の土地でもあることから、売買が成立し、今回の申請に至ったものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

また、露天駐車場は車両5台分で計画され、申請地の仕上げは砕石仕上げとし、敷地内の雨水処理は、浸透式で計画され、滞水する雨水は集水桝から前面道路側溝に放流する予定で、近隣に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

なお、今回の露天駐車場整備について、隣地耕作者の方に承諾を得ておられます。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 12 番 市木 委員お願いします。

市木委員

譲渡人は高齢で農地の管理が難しいことから、今回の申請に至りました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第6号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第6号は許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙A-9ページになります。

案件は3件です。

1件目、

富波 ●●●、登記地目、現況地目 ともに 畑、面積 65 m²、譲渡人 ●●● 氏、
譲受人 ●●● 氏、

2件目、

富波 ●●●、登記地目、現況地目 ともに 畑、面積 423 m²、譲渡人 ●●●
氏、譲受人 ●●● 氏

3件目、

富波 ●●●、登記地目、現況地目 ともに 田、面積 557 m²、譲渡人 ●●●
氏、譲受人 ●●● 氏 で 売買により、分譲5区画の開発に伴う農地転用の届出が
あったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

報告が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:20